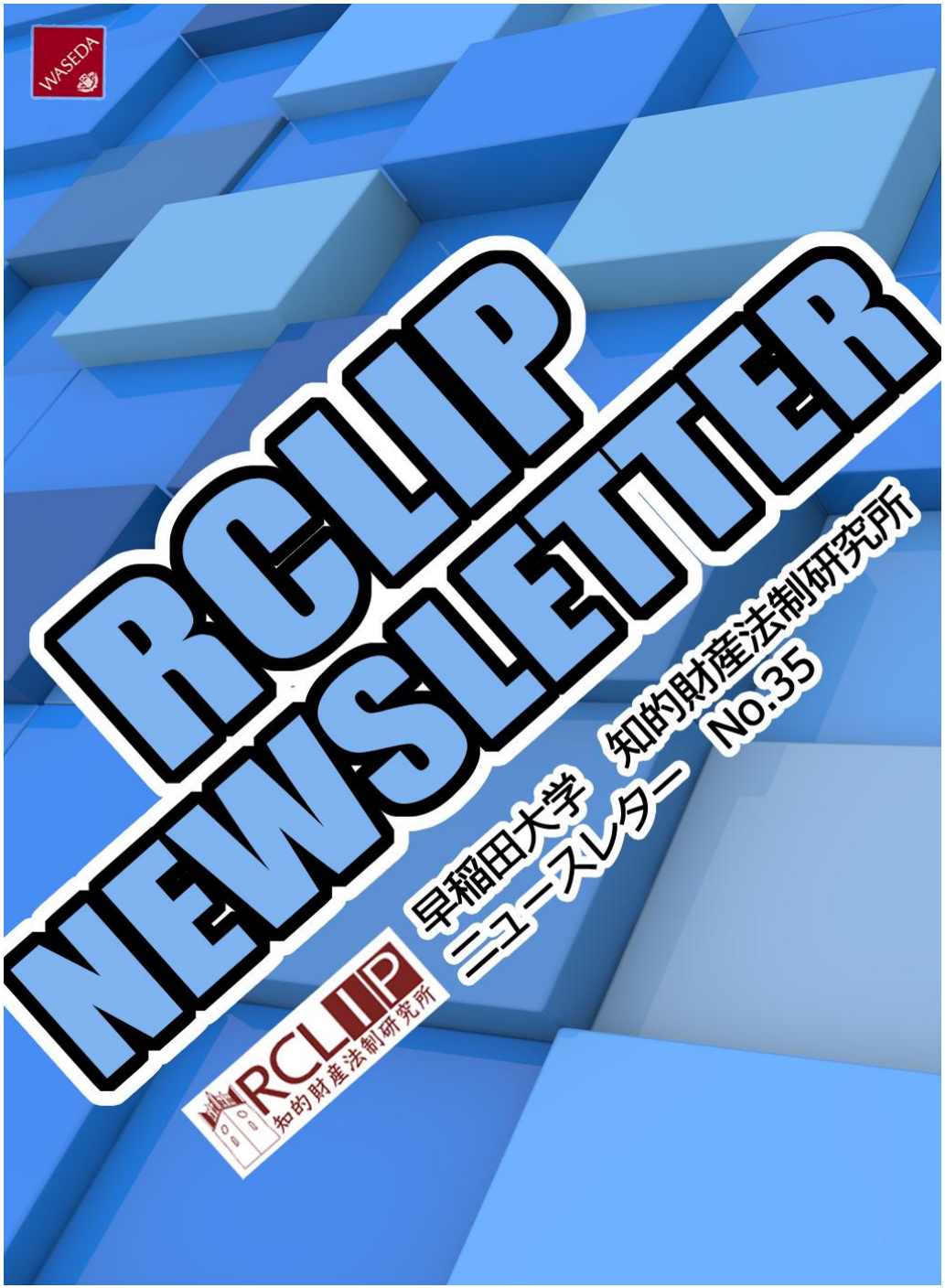

ご挨拶

2013 年 4 月に RCLIP ニュースレター第 34 号を発行して 2 年弱の期間を経てようやく第 35 号を発行する。

2003 年から 5 年間は 21 世紀 COE プログラムの，そして 2008 年から 5 年間はその後継のグローバル COE プログラムの研究活動の一組織として，今から思い起こせば研究資金を得ることに心配することなく，活発に活動を行い，研究成果を機関誌に発表し，年 4 回活動内容を詳細に報告するニュースレターを日英両国語で，Web 版ばかりでなく紙版も発行してきた。しかし，こと法律の分野では，研究組織が自助努力により研究活動を継続することは困難であり，公からの研究費が途絶えると研究活動も同時に途絶え，研究組織も解散に至り，華々しかった Web 頁も塩漬けになるか，アクセス不能になるのが通例であったように思う。しかし，私達 RCLIP は，後掲の 2013 年 4 月のコラム「新装開店準備のための閉店？」に書いたように，多くの方々の協力を得て構築された内外の人的ネットワークや知的財産判例英訳 DB を維持するため，規模はともかく，自助努力によって何とか継続したいと願い，これまで支えてくれた方々のボランティア的な協力を得て，研究活動を継続し，その模様を告知する Web 頁も頻繁に更新してきた。ただし，2013 年度は JASRAC 寄付講座の最終年にあたり，その寄付金を活用した活動を秋学期には展開できたし，早稲田大学重点領域研究として採択されたプロジェクト研究所である知的財産拠点形成研究所として，大学から，資金援助はなくとも施設等の面での援助が得られた最終年度に当たっており，今から思えばさらなる冬の時代となる 2014 年度に比べるとまだ余裕があったようにも思える。次号 36 号ではその 2014 年度の活動報告をする予定であるが，一応その苦しい 2014 年度の年度末を迎えて，今こうして 2013 年度を振り返る 35 号が発行できるということは，何とか私達の決意は頓挫しなかった証左ということができるのだろう。

私達の現在の活動は，各種団体の公募研究費や私達の活動に賛同して頂ける個人や企業からの寄付によっている。渋い話ではあるが，本ニュースレターをお読み頂き，その研究活動に興味をもち，これをバックアップしてやろうとお考えの方は，額は 5 万でも 10 万でも結構ですので，是非，http://www.rclip.jp/mailto.html にご連絡頂くか，あるいは http://www.rclip.jp/kifu.html に記載した手続きにより，ご協力賜わるようにお願いし，私からのご挨拶と致します。

RCLIP ニュースレター第 35 号発行に当たって

所長　高林　龍

研究会報告

»第 34 回 RCLIP 研究会(2013/4/23 開催)

【著作権法学のあゆみ】
〔報告者〕上野達弘（早稲田大学法学学術院教授）

2013 年 4 月 23 日、早稲田大学大隈小講堂にて、わが国における著作権法学の歩みに関する講演が行われた。わが国著作権法学の歴史は、19 世紀末にはじまって以来、現代にいたるまでさまざまな議論が繰り広げられてきた。そうした百十有余年にわたる著作権法学のあゆみについて研究会が開催された。

上野達弘早稲田大学教授から、
1.黎明期(19 世紀)
2.旧法時代(1899~1970)
3.現行法(第一世代)時代(1970~96)
4.現行法(第二世代)時代(1996~現在)
に分けて、それぞれ時代の背景と学の動きについての解説と、結びとして著作権法学の今後の展望と課題、国際的観点ではどのように見られているかなどの提示があった。

詳細内容は、RCLIP ホームページの研究会映像サイトで公開しているので視聴することが出来る。
http://www.rclip.jp/movie/20130423.html

»第 35 回 RCLIP 研究会(2013/6/4 開催)

【標準必須特許の侵害に対する救済の考え方「Motorola v. Microsoft」】
〔報告者〕竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

2013 年 6 月 4 日、早稲田大学大隈小講堂で、竹中俊子ワシントン大学教授による研究会が開催された。スマートフォーン等で採用される動画圧縮規格のひとつである H.264 に関する標準必須特許を持つモトローラがマイクロソフトを訴えた事件を中心に、アメリカ特許法における標準必須特許の差止請求の可否及び侵害に対する損害の計算方法等の論点について検討し、また、サムスンに対するＥＵ委員会の暫定判断や東京地裁 2 月 28 日サムスン V.アップル判決を参考に、比較法的検討も行うことをテーマに開催された。詳細内容は、RCLIP ホームページの研究会映像サイトで公開しているので視聴することが出来る。

http://www.rclip.jp/movie/20130604.html

»第 36 回 RCLIP 研究会
(兼)2013 年度 JASRAC プレ公開講座(2013/7/23 開催)

【テレビ番組転送サービスと欧州著作権法】
〔報告者〕駒田泰土（上智大学法学部教授）

2013 年 7 月 23 日、早稲田大学大隈小講堂で開催された。テレビ放送番組の転送サービスが著作権法に違反するか否かが英国で争われた事件において（TV Catchup 事件）、同国の高等法院は、欧州司法裁判所（CJEU）に 先決的意見を求めたところ、CJEU は 2013 年 3 月 7 日の判決において、当該転送がいわゆる情報社会指令 3 条 1 項にいう「公の伝達」に当たるという判断 を示したが、この CJEU 判決が欧州著作権法にもたらしたインパクトについて講演された。

詳細内容は、RCLIP ホームページの研究会映像サイトで公開しているので視聴することが出来る。
http://www.rclip.jp/movie/20130724.html

»2013 年度 JASRAC 秋学期連続公開講座 著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題 第１回(2013/10/5 開催)

早稲田キャンパス８号館 B101 教室で、二部構成でシンポジウムが実施された。

第一部　【ヨーロッパにおける補償金制度の動向】
〔司　会〕上野達弘（早稲田大学法学学術院教授）
〔講演者〕駒田泰士（上智大学法学部教授）
　　長塚真琴（獨協大学准教授）

わが国著作権法上の補償金制度をめぐっては、知財高裁判決（知財高判平成２３年１２月２２日）も登場する中、その見直しを含めた立法論が検討対象となっている。そのような中、ヨーロッパでは、２０１３年６月２７日に、プリンターを課金対象と認める欧州司法裁判所判決や、同年５月にはフランスでタブレット端末に課税する案が公表されるなど、さまざまな動きが見られる。そこで、ヨーロッパにおける補償金制度をめぐる近時の議論を参照しつつ、補償金制度のあり方について検討することを中心にしたテーマで行われた。

第二部　【工業製品に関する意匠保護と著作権保護の相互作用について】
〔司　会〕富岡英次（弁護士）
〔ゲスト〕吉田和彦（弁護士）

工業製品に関する意匠保護と著作権保護の相互作用についての AIPPI の Q231 に関する作業ガイドライン、各国からのレポート、2012 年韓国総会での議論、決議等を紹介し、改めてわが国において応用美術の問題について提起する内容であった。
第一部、第二部とも、詳細内容は 2015 年夏に刊行予定の、2013 年度 JASRAC 寄付講座早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義７「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ⅴ」に収載される。

»2013 年度 JASRAC 秋学期連続公開講座 著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題 第２回(2013/10/26 開催)

早稲田キャンパス８号館 B101 教室で、二部構成で実施された。

第一部　【音楽配信サービスの現状と実演家の権利に関する国際的検討】
〔司会〕安藤和宏（早稲田大学知的財産拠点形成研究所　客員上級研究員）
〔ゲスト〕野本晶（スポティファイジャパン）
　　黒田智昭（IT 企業法務研究所客員研究員）
　　君塚陽介（IT 企業法務研究所客員研究員）

日本及び先進国の音楽配信の現状を紹介するとともに、音楽配信にかかる実演家の権利と制度についてアメリカやフランス等の状況について解説があり、わが国における実演家の権利のあり方について問題提起があった。
この内容は、髙林龍・三村量一・上野達弘編「年報知的財産法 2014」（日本評論社 2014 年 12 月）１頁以下に紹介されているほか、2015 年夏刊行予定の、2013 年度 JASRAC 寄付講座早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義７「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ⅴ」に収載される。

第二部　【孤児著作物をめぐる国際的な動向―英国の著作権法改正からの示唆】
〔司会〕今村哲也（明治大学准教授）
〔挨拶〕上野達弘（早稲田大学法学学術院教授）

〔講演〕今村哲也 (明治大学 准教授)
　　「孤児著作物をめぐる日本の状況と諸外国の制度の概要」

〔講演〕Jonathan Griffiths (ロンドン大学クインメアリ校上級講師)
　　「孤児著作物をめぐる英国の状況」

今回の特別講座では、今村准教授から権利の所在が不明な著作物（いわゆる孤児著作物）を生じさせる現代著作権法の構造的要因やわが国の裁定制度の問題点の指摘があった後、イギリスにおいてこの分野の専門家である Griffiths 氏から、2013 年４月末に成立した「企業・規制改革法」で導入されることになった二つ

の制度、すなわち，大量著作物の権利処理のスキームとしての北欧型の拡大集中許諾制度と，孤児著作物の権利処理のための強制許諾制度を中心に、同国における孤児著作物問題への対応について解説していただくことで、わが国における今後の議論への示唆を得た。

第二部ついての詳細内容は 2015 年夏刊行予定の、2013 年度 JASRAC 寄付講座早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義７「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ｖ」に収載される。

»2013 年度 JASRAC 秋学期連続公開講座 著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題 第３回(2013/11/16 開催)

早稲田キャンパス８号館 B101 教室で、二部構成で実施された。

第一部　【著作権法における手足論】
〔司会〕駒田泰土（上智大学教授）
〔ゲスト〕照沼亮介（上智大学教授）
上野達弘（早稲田大学教授）
中崎尚（弁護士）

周知のように、著作権法の解釈においては、著作物の物理的利用者をその背後に存する者の「手足」とみて、背後者の侵害責任を追及する手法がしばしば用いられている。しかしながら、著作権法における手足論は、これまで十分な考察と検討が加えられることなく、やや漠然と主張され、適用されてきたとする考え方がある。

本シンポジウムでは、刑法学の観点等もまじえながら、著作権法における手足論について議論を行っていただいた。

第二部
【著作権譲渡と利用許諾関係について】
〔司会〕前田哲男（弁護士）
〔ゲスト〕飯田圭（弁護士）
上村哲史（弁護士）

わが国の著作権法では、著作権者から利用許諾を得た者の地位を第三者に対抗する手段が用意されておらず、著作権の譲渡や著作権者の倒産、二重ライセンスなどが生じた場合に、ライセンシーの立場を確保することができるかという問題が生じる。特許法では平成２３年改正により通常実施権の当然対抗制度が導入されたことや、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」でライセンス契約に関する規定を賃貸借の節に設けることが提案されている。これらを視野に入れながら、著作権法におけるライセンシーの保護全般について、①現行法上、実務的にどのような対応策が考えられるか、②立法論としてどのようなことが考えられるか等について、ゲストと司会者による鼎談方式で討論し合っていただいた。

第一部、第二部とも、詳細内容は 2015 年夏に刊行予定の 2013 年 JASRAC 寄付講座早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義７「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ｖ」に収載される。

»2013 年度 JASRAC 秋学期連続公開講座 著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題 第４回(2013/12/7 開催)

早稲田キャンパス８号館 106 教室で、基調講演２題の後、パネルディスカッションの形で開催された。

基調講演１は司会を竹中俊子ワシントン大学ロースクール教授が務めて、Pamela Samuelson 教授 (Berkeley Law School)に、「A Principled Approach to Copyright Exceptions and Limitations」と題した講演をお願いした。

次に、基調講演２に移り、中山信弘教授(明治大学特任教授・東京大学名誉教授)から「日本における著作権の制限規定と著作権法の理念」と題した講演をいただいた。こちらは、上野達弘教授(早稲田大学法学学術院)が司会を務めた。

基調講演終了後、２名の講師に加えて、飯村敏明（知的財産高等裁判所所長）、三村量一（弁護士）、石新智規（弁護士）の３氏が加わって「著作権法学の将来」についてパネルディスカッションを行った。司会は基調講演で司会を務めた竹中教授。

この回の講演内容も 2015 年夏に刊行予定の、2013 年度 JASRAC 寄付講座早稲田大学ロースクール著作権法特殊講義７「著作権侵害をめぐる喫緊の検討課題Ⅴ」に収載されるほか，2015 年 12 月刊行の「年報知財法 2015」に収採される予定である。

今回で５年間にわたって実施された JASRAC 寄付講座は最終回であった。最終回にあたり、高林龍法学学術院教授（知的財産法制研究センター長）から謝辞と今後の抱負が述べられた。

»第３回グローバル特許権行使戦略セミナー(2014/3/1 開催)

２０１４年３月１日に早稲田キャンパス内の小野記念講堂で開催されたこのセミナーは、２０１２年６月、２０１３年２月に続く第３回目のグローバル特許権行使戦略セミナーであった。今回のセミナーでは「国際的な特許保護の枠組みの発展－ＴＲＩＰＳ協定とＦＴＡ交渉－」と「標準必須特許の権利行使をめぐる国際的な状況―日米の裁判官の視点を交えて―」の二つをテーマに設定して企画された。それぞれ各分野から多彩な人たちが登壇して、多面的な解説や議論が行われた。全体プログラムは以下のとおりである。

第一部

【国際的な特許保護の枠組みの発展－ＴＲＩＰＳ協定とＦＴＡ交渉－】

〔趣旨〕

第一部のテーマは以下のような趣旨で設定された。

二国間および多国間協定における現行の国際的な特許保護の傾向について議論する。 特許保護のある一定レベルにおける国際的な合意を見出すことの困難さと重要性は、現在、TPP 交渉によっても注目を集めている。

マックス･プランク知財研究所所長の Reto HILTY 教授から Max-Planck Patent Declaration の草稿について紹介してもらう。これは、知財の最も包括的な国際条約である TRIPS 協定について、世界をリードする特許法学者によって作られた宣言であり、日本で初めて紹介されることにも意義がある。この Declaration に対し、日本における TRIPS および FTA の専門家による議論をしていただく。

〔司会〕中山一郎（國學院大學教授）

〔基調講演１〕

レト・ヒルティ（マックス・プランク知的財産法・競争法研究所所長）

「Declaration on Patent Protection: Regulatory Leeway under TRIPS Background and Scope」

〔基調講演２〕

尾島明（最高裁判所民事上席調査官）

「世界貿易機関(ＷＴＯ)の成立とその意義」

〔コメントとパネルディスカッションメンバー〕

田村善之（北海道大学教授）

鈴木將文（名古屋大学教授）

石川知子（早稲田大学高等研究所助教）

中尾泰久（特許庁総務部長）

なお, Max-Planck Patent Declaration の翻訳は北海道大学から出版された知的財産法政策研究 45 号１頁以下に掲載されているので、そちらをご覧いただきたい。

第二部

【標準必須特許の権利行使をめぐる国際的な状況―日米の裁判官の視点を交えて―】

〔趣旨〕

第二部のテーマは以下のような趣旨で設定された。

国際特許法上の喫緊の問題である、標準必須特許の権利行使における可能性と

制限について議論する。基調講演としてこのテーマにかかわりが深いワシントン州連邦地方裁判所 James ROBART 判事と知的財産高等裁判所飯村敏明所長にお願いする。

Robart 判事は、Microsoft v. Motorola 事件において標準必須特許権者への賠償額に関わる世界初の判決を出したことで、飯村判事は、標準必須特許に関わる日本初の判決の控訴審を担当していることで知られている。パネリストには、著名な学者および企業の代表者に参加してもらって議論をする。

〔司会〕クリストフ・ラーデマッハ
（早稲田大学高等研究所助教）
〔基調講演〕
1．ジェームス・ロバート（ワシントン州西部地区連邦裁判所判事）
「MICROSOFT V. MOTOROLA ONE YEAR LATER」
2．飯村敏明（知的財産高等裁判所長）
「標準規格化と特許権侵害に対する救済をめぐる二、三の問題」

〔コメントとパネルディスカッションメンバー〕
高林　龍
（早稲田大学教授）
マーク・シュナイダー
（米国クアルコム）
マティアス・ランピン
（マックス・プランク知的財産法・競争法研究所研究員）
ニコラス・クレデル
（弁護士)
長澤健一
（キヤノン株式会社取締役・知的財産法務本部長）

この第二部の内容は、髙林龍・三村量一・上野達弘編「年報知的財産法 2014」（日本評論社 2014 年 12 月）36 頁に紹介されているので、そちらをご覧いただきたい。

RCLIPコラム

2013 年 4 月　新装開店準備のための閉店？

RCLIP 所長　高林　龍

知的財産法制研究センター（RCLIP）は，GCOE に先立つ 21 世紀 COE のプロジェクト開始時から継続して 10 年間，アジアおよび欧州の知的財産判例英訳データベース構築を始めとする知的財産法制の研究を行ってきた。データベースは構築することが目的ではなく，データの収集と要約の過程で…

2013 年 4 月　新装開店準備のための閉店？

RCLIP 所長　高林　龍

知的財産法制研究センター（RCLIP）は，GCOE に先立つ 21 世紀 COE のプロジェクト開始時から継続して 10 年間，アジアおよび欧州の知的財産判例英訳データベース構築を始めとする知的財産法制の研究を行ってきた。データベースは構築することが目的ではなく，データの収集と要約の過程で…

2013 年 4 月　オープン・ディスカッションの奇跡

RCLIP 副所長　上野　達弘

早稲田大学に赴任して、２ヶ月がたとうとしている。「もう慣れましたか？」と声をかけられることも多い。もともと順応性の高い私ではあるが、もうすっかり落ち着くことができた。むしろ、ずいぶん前からここにいるような気さえする。私はすでに７年前から、…

2013 年 8 月　「ハンガリー舞曲」盗作騒動にみる創作的利用の自由

Research Collaborator 志賀　典之

ハンガリー舞曲。ドイツの作曲家ヨハネス・ブラームス（1833-97）の代表作のひとつとして知られており、中でもその第 5 番は、誰しも耳にしたことのあるエキゾティックな旋律が魅力的な小品である。また、この…

2013 年 9 月
2020 年東京オリンピック開催決定と知財法業界への新たな課題
Research Collaborator 足立　勝

2013 年 9 月 8 日（日）午前 5 時（日本時間）、アルゼンチンブエノスアイレスで開催されていた国際オリンピック委員会（"IOC"）総会において、2020 年夏季オリンピックの開催地が東京に決定した。おそらく世界で一番大規模な…

2013 年 10 月
著作権とのつきあい方－「○○できる権利」と「○○されない権利」
Research Collaborator 結城　哲彦

「著作権」と聞けば、このコラムを読まれる方の大部分はすでに「耳にタコ」で、いまさらと受け取られるか も知れない。しかし、著作権を学び始めたばかりの者やこれに興味を抱いている者にとって、著作権の概念は…

2013 年 11 月　自炊代行の周辺
Research Collaborator 桑原　俊

先月のコラムでも少し触れられているが、先ごろ、いわゆる自炊代行に関する東京地裁判決(*1)が出された。本判決に関しては、今後種々の評釈が出されるであろうし、先日の情報ネットワーク法学会においても分科会…

2013 年 12 月　2013 年を振り返る
Research Collaborator 平山　太郎

今年ももう終わりとなりました。今年は何といっても流行語が多過ぎて、「じぇじぇじぇ」「今でしょ」「倍返し」「お・も・て・な・し」の過去最高の４つが選ばれたことが特徴と言えます。４つとも有力で甲乙つけがたく…

2014 年 1 月　実務と学問の融合
Research Collaborator 吉田　正義

コラムとして初投稿させていただきます弁理士の吉田と申します。最近の知財業界に関する実務家としての私の実感を述べたいと思います。私は、1980 年代半ばより日本の総合電気メーカーの半導体研究開発のエンジニアとして、また、事業部の管理職として半導体産業に従事して…

2014 年 2 月　舩木倭帆先生と応用美術
Research Collaborator 安原　正義

吹きガラス作家の舩木倭帆先生は、昨秋１１月１０日にお亡くなりになられました。船木先生は、あまりご自身 についてご自分からお話しになられない方でしたので、私が先生から伺ったことを含め先生とその作品について少しご紹介させて戴きます。…

2014 年 3 月　魔法の箱
Research Collaborator 五味　飛鳥

みなさま、年度末のバタバタをどのようにお乗り越えになられたでしょうか。私事で甚だ恐縮に存じますが、近時足首の靭帯を断絶するというような滅多にないオモシロ事案が発生したこともあり、殊の外心落ち着かない日々を過ごしておりましたが、石神井川の…

続きは RCLIP ウェブサイトのコラムで

http://www.rclip.jp/column.html

RCLIP NEWSLETTER　No.35 (ISSN 1880-3237)

早稲田大学　知的財産法制研究所
http://www.rclip.jp/

〒１６９－８０５０
　東京都新宿区西早稲田１－６－１　早稲田大学　１９号館３０５

お問い合わせ・取材のお申し込み
web-RCLIP@list.waseda.jp